

城東台ファミリーフェスタ実行委員会運営規則

(名称)

第1条 この会の名称は、城東台ファミリーフェスタ実行委員会(以下「本会」という。)とする。

(目的)

第2条 本会は、城東台学区における多世代の親睦、交流を図る「城東台ファミリーフェスタ」の運営を目的として設置する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、城東台ファミリーフェスタの実施計画を定め、その計画に基づいて管理・運営を行う。

(組織)

第4条 本会は、城東台学区連合町内会役員、城東台各町内会役員、城東台学区の協力団体から選出の代表者、その他有志により構成する。

2 本会には、「事務局」、「ステージ部」、「屋台・縁日部」を置く。

(役員及び役員会)

第5条 本会に次の役員を置く。ただし、監事は他の役員を兼務することはない。

- | | |
|------------|--------|
| (1) 実行委員長 | 1名 |
| (2) 実行副委員長 | 1名 |
| (3) 部局の長 | 各部局に1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |

2 本会役員会は、第5条第1項(1)～(4)の役員で構成する。

(役員等の選出方法)

第6条 実行委員長には城東台学区連合町内会長が就き、実行副委員長は協力団体の中から会長が指名する。

2 各部局長は、城東台学区連合町内会役員から選出する。

3 会計は事務局に属し、事務局を所掌する町内会から選出する。

4 監事はステージ部、屋台・縁日部を所掌する町内会から1名ずつ選出する。

- 5 各町内会の2年任期役員は、各町内会が所掌する本会部局の実行委員を兼ね、また各町内会の区長は各町内会が出店する縁日の運営に当たる。

(任期及び役職)

第7条 本会は暦年をもって年度を更新することとし、役員任期も同様とする。但し、充て職についてはこの限りでない。

(会議)

第8条 毎年6月中を目途に第1回目の本会を開催することとし、以後、必要に応じて開催する。

- 2 役員会及び各部局会議は、必要に応じて開催する。

(会計及び会計年度)

第9条 本会の実施に必要な運営費は、各町内会拠出金及び岡山市からの補助金、その他本事業への協賛金(寄付金)をもって賄い、繰越金は、本会が管理する。

- 2 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。
- 3 会計は決算を行い、監査を受けたものを本会役員会に報告する。

(規則の発行・改廃)

第10条 本運営規則は、本会役員会において改廃・施行する。

(付則)

この規則は令和3年6月27日から施行する。